

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

..... (警察本部捜査第四課) 26

条

例

目

次

ページ

条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例..... (税務課)	1
○北海道防災会議条例及び北海道災害対策本部条例の一部を改正する条例 (危機対策課)	2
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (総合政策部総務課)	2
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)	3
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (保健福祉部総務課)	4
○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例..... (食品衛生課)	7
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (経済部総務課)	7
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (農政課)	8
○北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (水産林務部総務課)	8
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例..... (建設部総務課)	9
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (建設部総務課)	15
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例..... (都市環境課)	15
○北海道流域下水道条例及び北海道公共下水道条例の一部を改正する条例 (都市環境課)	20
○北海道営住宅条例の一部を改正する条例..... (住宅課)	24
○北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (生涯学習課)	25
○北海道暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例	

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第114号

北海道税条例の一部を改正する条例

第1条 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「道税に係る徴収金の賦課徴収につき」を「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）で定める」に改め、「課税地を所管する」及び「（以下「総合振興局長等」という。）」を削る。

第8条第1項第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 道民税 個人に係るものにあつては住所地及び事務所、事業所又は家屋敷の所在地、法人、利子等、特定配当等又は特定株式等譲渡所得金額に係るものにあつては札幌道税事務所の所管区域内の地

(2) 事業税 法人に係るものにあつては札幌道税事務所の所管区域内の地、個人に係るものにあつては主たる事務所又は事業所の所在地（主たる事務所又は事業所の所在地が他の都府県の区域内である場合にあっては、札幌道税事務所の所管区域内の地）

(3) 地方消費税 譲渡割にあつては法第72条の78第2項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所又は同条第6項に規定する税務署の所在地、貨物割にあつては同条第1項に規定する保税地域の所在地又は同条第6項に規定する税関の所在地

第9条中「総合振興局長等」を「課税地を所管する総合振興局長等の長」に改める。

第43条の9中「100分の25」を「63分の17」に改める。

第46条の2第3号中「財団法人日本ゴルフ協会（）」を「公益財団法人日本ゴルフ協会（）」に改める。

附則第9条の4の2第1号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

第2条 北海道税条例の一部を次のように改正する。

第43条の9中「63分の17」を「78分の22」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中北海道税条例第46条の2第3号及び附則第9条の4の2第1号の改正規定 公布の日

(2) 第1条中北海道税条例第43条の9の改正規定及び次項の規定 平成26年4月1日

(3) 第2条及び附則第3項の規定 平成27年10月1日
(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北海道税条例第43条の9の規定は、前項第2号に定める日（以下「2号施行日」という。）以後に事業者（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の77第1号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）及び2号施行日以後に保税地域（同項第2号に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第11号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る地方消費税について適用し、2号施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び2号施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の北海道税条例第43条の9の規定は、附則第1項第3号に定める日（以下「3号施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び3号施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、2号施行日から3号施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び2号施行日から3号施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

北海道防災会議条例及び北海道災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第115号

北海道防災会議条例及び北海道災害対策本部条例の一部を改正する条例
(北海道防災会議条例の一部改正)

第1条 北海道防災会議条例（昭和37年北海道条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに指定公共機関」を「、指定公共機関」に、「の定数」を「並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数」に、「4人及び35人」を「6人、42人及び4人」に改め、同条第2項中「並びに指定公共機関」を「、指定公共機関」に改め、「職員のうちから任命される委員」の次に「並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員」を加える。

(北海道災害対策本部条例の一部改正)

第2条 北海道災害対策本部条例（昭和37年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第116号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

4 北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 条例第19条第2項前段の規定による土地所有者等に対する助言 (2) 条例第19条第3項の規定による関係市町村長に対する協力の要請 (3) 条例第20条第1項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による土地に関する権利の移転等の届出の受理 (4) 条例第20条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長に対する意見の要求 (5) 条例第20条第5項前段（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした者に対する助言 (6) 条例第20条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長に対する協力の要請 (7) 条例第20条第8項の規定による当事者の氏名等の変更の届出の受理 (8) 条例第21条の規定による土地に関する権利の移転等に係る報告又は資料の提出の要求 (9) 条例第22条第1項の規定による届出等をすべきことの勧告 (10) 条例第22条第2項の規定による関係市町村長に対する協力の要請 (11) 条例第23条第1項の規定による勧告に従わないときの公表 (12) 条例第23条第2項の規定による意見を述べる機会の付与 (13) 条例第24条の規定による関係市町村長その他の者に対する情報提供の要求	北斗市及び倶知安町
---	-----------

別表第2中「旭川市 釧路市」を「小樽市 旭川市 釧路市 帯広市 北見市 留萌市」に、「美深町」を「美深町 増毛町」に、「美幌町」を「美幌町 津別町 訓子府町 置戸町」に、「士幌町」を「士幌町 上士幌町」に、「新得町」を「新得町 清水町」に、「本別町」を「池田町 本別町 足寄町」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の改正規定中「旭川市 釧路市」を「小樽市 旭川市 釧路市 帯広市 北見市 留萌市」に改める部分（北見市に係る部分に限る。）及び「美幌町」を「美幌町 津別町 訓子府町 置戸町」に改める部分 平成25年7月1日
- (2) 別表第2の改正規定中「旭川市 釧路市」を「小樽市 旭川市 釧路市 帯広市 北見市 留萌市」に改める部分（帯広市に係る部分に限る。） 平成25年9月1日
- (3) 別表第2の改正規定中「士幌町」を「士幌町 上士幌町」に改める部分及び「本別町」を「池田町 本別町 足寄町」に改める部分 平成25年10月1日
- (4) 別表第2の改正規定中「新得町」を「新得町 清水町」に改める部分 平成25年11月1日（経過措置）
- 2 この条例（前項各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。）の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においてはこの条例による改正後の北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の項の左欄に掲げる事務に係る北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に北海道水資源の保全に関する条例の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同条例の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここ

に公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第117号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を次のように改める。

1 削除	
------	--

別表第1の3の4の項(1)及び(2)中「行う者」の次に「又は特定保守製品取引事業者」を加え、同項中「各町村」の次に「((1)、(2)及び(4)に掲げる事務のうち、特定保守製品取引事業者に係る事務にあっては、八雲町、仁木町、美幌町及び清水町に限る。)」を加え、同表の3の5の項及び3の7の項中「東川町」を「奥尻町、東川町、下川町」に改め、同表の4の3の項中「旭川市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、松前町、八雲町、奥尻町、今金町、せたな町、ニセコ町、倶知安町、共和町、南幌町、栗山町、浦臼町、東川町、美瑛町、下川町、苫前町、遠軽町、新ひだか町、鹿追町、清水町、芽室町、浦幌町及び標津町」を「別表第4に掲げる市町村」に改め、同表の5の項中「((1)から(8)まで、(17)から(22)まで及び(25)に掲げる事務のうち、とがりねずみ科及びねずみ科の全種の捕獲等の許可に係るものにおいて別表第4、ニュウナイスズメの卵の採取等の許可に係るものにおいて別表第5に掲げる市町村に限る。)」を削り、同表の8の項中「別表第6」を「別表第5」に、「別表第7」を「別表第6」に、「別表第8」を「別表第7」に、「別表第9」を「別表第8」に改める。

別表第2中「夕張市」を「夕張市 岩見沢市」に、「長万部町」を「長万部町 上ノ国町 厚沢部町」に、「更別村」を「更別村 大樹町」に改める。

別表第3中「長万部町」を「長万部町 江差町」に、「京極町」を「京極町 倶知安町」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4

旭川市 根室市 深川市 恵庭市 北広島市 石狩市 当別町 新篠津村 松前町

森町 八雲町 奥尻町 今金町 せたな町 ニセコ町 倶知安町 共和町 南幌町 栗山町 浦臼町 東川町 美瑛町 上富良野町 下川町 苫前町 遠軽町 新ひだか町 鹿追町 清水町 芽室町 広尾町 浦幌町 標津町

別表第5を削り、別表第6を別表第5とし、別表第7を別表第6とする。

別表第8中「羽幌町」を「羽幌町 浜頓別町」に改め、同表を別表第7とする。

別表第9中「八雲町」を「八雲町 江差町」に、「苫前町」を「苫前町 浜頓別町」に改め、同表を別表第8とする。

附 則

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の3の4の項、3の5の項、3の7の項、4の項、4の3の項、5の項及び8の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第118号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の5の項中「北 斗 市」を「北斗市及び南幌町」に改め、同表の

2の項中「及び法」を「、北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第90号）、法」に改め、「規則」の次に「及び同条例の施行のための規則」を加え、「札幌市函館市小樽市旭川市」を「札幌市、函館市、小樽市及び旭川市」に改め、同表の2の4の項中「及び法」を「、北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第92号。以下この項において「条例」という。）、法」に改め、「の規則」の次に「及び条例の施行のための規則」を加え、同項(9)中「(8)」を「(9)」に改め、同項中(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 条例第11条第2項、第38条第2項又は第46条第2項の規定による耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない建物に係る認定

別表第1の2の4の項の次に次のように加える。

- 2の5 社会福祉法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第69条第1項の規定による第二種社会福祉事業（放課後児童健全育成事業、老人福祉センターを運営する事業及び隣保事業に限る。以下この項において同じ。）の開始の届出の受理
 - (2) 法第69条第2項の規定による第二種社会福祉事業に係る届出事項の変更又は廃止の届出の受理
 - (3) 法第70条の規定による第二種社会福祉事業に係る報告の徴収又は検査若しくは調査
 - (4) 法第72条第1項から第3項までの規定による第二種社会福祉事業の経営の制限又はその停止の命令

芽室町

別表第1の3の項(1)から(18)までを削り、同項(19)中「販売業」の次に「(法第25条第3号に規定する卸売販売業に限り、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この項において「改正法」という。）附則第8条に規定する法附則第6条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者が従前の例により引き続き営む薬種商販売業を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項中(19)を(1)とし、(20)から(22)までを(2)から(4)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) 法第38条並びに第40条第1項及び第2項において準用する法第10条の規定による医薬品の販売業又は高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器（以下この項において「高度管理医療機器等」という。）若しくは管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この項において同じ。）の販売業若しくは賃貸業に係る休廃止等の届出の受理

別表第1の3の項中(23)を(6)とし、(24)から(26)までを(7)から(9)までとし、(27)を削り、同項(28)中「薬局開設者、」を削り、「第31条に規定する配置販売業者及び既存配置販売業者を除く」を「第34条第3項に規定する卸売販売業者に限り、改正法附則第8条に規定する法附則第6条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者を含む」に改め、同項中(28)を(10)とし、同項(29)中「薬局開設者、」及び「、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者」を削り、同項中(29)を(11)とし、(30)及び(31)を削り、同項(32)中「薬局開設者、」を削り、同項中(32)を(12)とし、(33)を削り、同項(34)中「薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、」を削り、同項中(34)を(13)とし、同項(35)中「薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、」を削り、同項中(35)を(14)とし、同項(36)中「薬局製造販売医薬品の製造販売業の総括製造販売責任者若しくは薬局製造販売医薬品の製造業の管理者又は薬局の管理者、」を削り、「若しくは医療機器」を「又は医療機器」に改め、同項中(36)を(15)とし、(37)から(39)までを削り、同項(40)中「薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは製造業、薬局開設、」を削り、同項中(40)を(16)とし、同項(41)中「第4条第2項、第12条第2項、第13条第3項、」を削り、「第25条第2号」を「第25条第1号に規定する店舗販売業及び同条第2号」に、「及び既存配置販売業者」を「並びに改正法附則第10条に規定する既存配置販売業者」に改め、同項中(41)を(17)とし、(42)を削り、(43)を(18)とし、(44)から(57)までを削り、同項(58)中「薬局開設、」を削り、同項中(58)を(19)とし、同項(59)中「及び第4条」及び「薬局開設、」を削り、「(60)から(62)まで」を「(21)から(23)まで」に改め、同項中(59)を(20)とし、同項(60)中「及び第4条」及び「薬局開設、」を削り、同項中(60)を(21)とし、同項(61)中「及び第4条」及び「薬局開設、」を削り、同項中(61)を(22)とし、同項(62)中「及び第4条」及び「薬局開設、」を削り、同項中(62)を(23)とし、同項(63)中「及び第4条」及び「薬局開設、」を削り、同項中(63)を(24)とし、(64)を(25)とし、(65)から(69)までを削り、同項(70)中「改正省令附則第16条」を「薬事法施行規則

等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号。以下この項において「改正省令」という。）附則第16条」に改め、同項中(70)を(26)とし、(26)の次に次のように加える。

(27) 省令第153条第2項において準用する省令第1条第3項の規定による卸売販売業の許可申請の添付書類に係る認定

別表第1の3の項中(71)を(28)とし、(28)の次に次のように加える。

(29) 省令第159条において準用する省令第16条第4項の規定による医薬品の販売業に係る変更届出の添付書類に係る認定

別表第1の3の項中(72)を(30)とし、(73)を(31)とし、同項(74)中「薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、」を削り、同項中(74)を(32)とし、同項(75)中「(74)」を「(32)」とし、同項中(75)を(33)とし、「札幌市函館市小樽市旭川市」を「札幌市、函館市、小樽市及び旭川市」に改め、同表の3の4の項中「〔法〕という。）」の次に「、北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第93号。以下この項において「養護老人ホーム基準条例」という。）、北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第94号。以下この項において「特別養護老人ホーム基準条例」という。）、養護老人ホーム基準条例の施行のための規則及び特別養護老人ホーム基準条例の施行のための規則」を加え、(12)の次に次のように加える。

(13) 養護老人ホーム基準条例第12条第2項の規定による耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない建物に係る認定

(14) 特別養護老人ホーム基準条例第11条第2項、第36条第2項、第45条第2項又は第51条第2項の規定による耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない建物に係る認定

別表第1の3の4の項中「湧別町」の次に「、鹿追町」を加え、同表の4の2の項中「東川町」の次に「、下川町」を加え、同表中4の4の項を削り、4の3の項を4の4の項とし、同表の4の2の2の項中「及び東川町」を「、東川町、下川町及び芽室町」に改め、同項を同表の4の3の項とし、同表の4の7の項中

「いう。）」の次に「、北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号。以下この項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）、北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号。以下この項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。）、指定居宅サービス等基準条例の施行のための規則及び指定介護予防サービス等基準条例の施行のための規則」を加え、(30)の次に次のように加える。

(31) 指定居宅サービス等基準条例第151条第2項、第171条第2項、第220条第2項又は第242条第2項の規定による耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない建物に係る認定

(32) 指定介護予防サービス等基準条例第133条第2項、第154条第2項、第206条第2項又は第230条第2項の規定による耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない建物に係る認定

別表第1の4の8の項中「いう。）」の次に「、北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第97号）及び同条例の施行のための規則」を加え、同表の4の9の項中「いう。）」の次に「、北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第98号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則」を加え、(20)の次に次のように加える。

(21) 条例第6条第2項又は第45条第5項の規定による耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない建物に係る認定

別表第1の5の項中「札幌市函館市小樽市旭川市北斗市鹿追町芽室町」を「札幌市、函館市、小樽市、旭川市、北斗市、奥尻町、鹿追町及び芽室町」に改め、同表の8の項中「別表第5」を「別表第4」に改める。

別表第2中「中頓別町」を「浜頓別町 中頓別町 豊富町」に、「津別町」を「利尻富士町 幌延町 津別町 訓子府町」に改める。

別表第3中「登別市」を「登別市 恵庭市」に改める。

別表第4を削り、別表第5を別表第4とする。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際この条例による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項、1の5の項、2の5の項、3の4の項、3の5の項、4の2の項、4の3の項及び5の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第119号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。）」の次に「第50条第2項及び第51条並びに食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項」を、「基づき」の次に「、食品衛生検査施設（法第29条第1項の検査施設をいう。次条において同じ。）の設備及び職員の配置の基準」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条第1号中「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）」を「政令」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）

第2条 政令第8条第1項に規定する条例で定める基準は、次の各号に掲げる区

分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 食品衛生検査施設の設備 次に掲げる基準によること。

ア 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

イ 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

(2) 食品衛生検査施設に配置する職員 検査又は試験のために必要な職員を置くこと。

別表第1から別表第3までの規定中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

別表第4から別表第6までの規定中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第120号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「江差町、置戸町、大空町」及び「、(3)から(7)まで、(12)から(15)まで、(22)、(25)、(26)、(28)、(29)及び(33)から(39)までに掲げる事務並びに(19)、(20)、(24)、(27)及び(30)に掲げる事務（共済規程の違反に係るものに限る。）にあっては江差町及び大空町」を削り、同表の1の2の項中「新ひだか町」の次に「及び芽室町」を加え、同表の1の3の項中「稚内市」の次に「、美唄市」を加え、同表の2の3の項中「士別市」を「美唄市、士別市」に改め、「砂川市」の次に「、恵庭市」を、「奥尻町」の次に「、せたな町」を、「東川町」の次に「、下川町」を加え、同表の4の2の項中「稚内市」の次に「、美唄市」を加え、同表の5の項

中「稚内市北斗市新ひだか町 奥尻町」を「稚内市、北斗市、奥尻町、せたな町及び新ひだか町」に改める。

別表第2中「東神楽町」を「東神楽町 上川町」に、「剣淵町」を「上富良野町 剣淵町 下川町」に、「豊浦町」を「豊浦町 壮瞥町」に改める。

別表第4中「八雲町」を「八雲町 長万部町」に、「栗山町」を「栗山町 上川町」に、「遠軽町」を「遠軽町 厚真町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項から1の3の項まで、2の3の項、2の4の項、3の2の項、4の2の項及び5の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第121号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項中「砂川市恵庭市北斗市八雲町中川町鹿追町幕別町中標津町」を「砂川市、恵庭市、北斗市、八雲町、せたな町、中川町、鹿追町、幕別町及び中標津町」に改め、同表の5の項中「稚内市砂川市恵庭市北斗市当別町東川町鹿追町」を「稚内市、美瑛市、砂川市、恵庭市、

北斗市、当別町、東川町及び鹿追町」に改め、同表の7の項中「森町」の次に「、奥尻町」を、「鷹栖町」の次に「、美瑛町、苫前町」を加える。

別表第2中「寿都町」を「寿都町 黒松内町」に、「京極町」を「京極町 共和町」に、「豊浦町」を「豊浦町 壮瞥町」に、「足寄町」を「足寄町 陸別町」に改める。

別表第3中「帯広市」を「帯広市 北見市」に、「豊浦町」を「豊浦町 壮瞥町」に、「足寄町」を「足寄町 陸別町」に改める。

別表第4中「豊浦町」を「豊浦町 壮瞥町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項から7の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第122号

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「稚内市深川市北斗市松前町古平町仁木町苫前町」を「稚内市、深川市、北斗市、松前町、古平町、仁木町、下川町及び苫前町」に改め、同表の3の項中「砂川市恵庭市当別町東川町鹿追町」

を「美瑛市、砂川市、恵庭市、当別町、東川町及び鹿追町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項及び3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律又は規則（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第123号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び91の項」を「、91の項及び96の項」に改める。

第5条第2号中「この条及び同表88の項から92の項までにおいて」を削り、同条に次の2号を加える。

- (5) 別表95の項に掲げる事務（構造計算適合性判定に準ずる判定を行う場合に限る。）に係る同表96の項に掲げる事務の手数料を徴収した場合において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第3項の規定による通知を受けた建築主事が構造計算適合性判定に準ずる判定を求めなかったとき。
- (6) 別表97の項に掲げる事務（構造計算適合性判定に準ずる判定を行う場合に限る。）に係る同表96の項に掲げる事務の手数料を徴収した場合において、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54

条第3項の規定による通知を受けた建築主事が構造計算適合性判定に準ずる判定を求めなかったとき。

別表に次のように加える。

95 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	ア 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 住宅の戸数が1戸のもの 43,700円（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査（以下この項において「調査機関審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査（以下この項において「評価機関審査」という。）を受けた場合にあつては、9,000円） (イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 84,800円（調査機関審査又は評	認定申請のとき
--	--------------------	--	---------

		価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円) (ウ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 118,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円) (エ) 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの 164,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円) (オ) 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの 234,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、56,400円) (カ) 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 335,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、98,200円) (キ) 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 452,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、			153,000円) (ク) 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの 592,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、193,000円) (ケ) 住宅の戸数が301戸以上のもの 695,000円 （調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、205,000円) イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 ア(イ)から(ク)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれア(イ)から(ク)までに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 129,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)	
--	--	---	--	--	---	--

		(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 213,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円） (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 331,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、98,200円） (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 425,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、153,000円） ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円（調査機関審査を受けた場合にあって			は、14,500円） (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 457,000円（調査機関審査を受けた場合にあっては、35,000円） (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 648,000円（調査機関審査を受けた場合にあっては、98,200円） (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 795,000円（調査機関審査を受けた場合にあっては、153,000円） (オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 936,000円（調査機関審査を受けた場合にあっては、193,000円） (カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 1,068,000円（調査機関審査を受けた場合にあっては、240,000円）	
--	--	--	--	--	--	--

	(摘要) ア 同一の建築物に係るこの項の第3欄のア及びイの認定を同時に申請する場合は、当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。 イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第3欄のア及びウに規定する金額を合計した金額とする。 ウ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第3欄のイ及びウに規定する金額を合計した金額とする。 エ イ又はウの場合において、同一の建築物に係るこの項の第3欄のアの認定を同時に申請する場合は、当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。 オ 法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に8の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。				う。）第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	数料	1,000円 イ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 住宅の戸数が1戸のもの 26,300円（エネルギーの使用の合理化に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査（以下この項において「調査機関審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査（以下この項において「評価機関審査」という。）を受けた場合にあっては、9,000円） (イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 49,700円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円） (ウ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 70,200円	
96 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出に係る低炭素建築物新築等計画についての構造計算適合性判定に準ずる判定	低炭素建築物新築等計画に係る構造計算適合性判定手数料	10の2の項の規定により算定した金額	10の2の項の第4欄の規定の例により知事が定めるとき					
97 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」とい	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手	ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき	変更認定申請のとき					

		円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円）				193,000円）	
		(エ) 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの 99,800円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円）				(ケ) 住宅の戸数が301戸以上のも 450,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、205,000円）	
		(オ) 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの 145,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、56,400円）				ウ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 イ(イ)から(ケ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(イ)から(ケ)までに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額	
		(カ) 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 216,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、98,200円）				(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 70,400円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円）	
		(キ) 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 303,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、153,000円）				(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 122,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、	
		(ク) 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの 392,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、					

		35,000円) (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 213,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、98,200円） (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 288,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、153,000円） エ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 151,000円（調査機関審査を受けた場合にあっては、14,500円） (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 245,000円（調査機関審査を受けた場合にあっては、35,000円）				ては、35,000円) (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 373,000円（調査機関審査を受けた場合にあっては、98,200円） (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 474,000円（調査機関審査を受けた場合にあっては、153,000円） (オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 564,000円（調査機関審査を受けた場合にあっては、193,000円） (カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 654,000円（調査機関審査を受けた場合にあっては、240,000円）	
						(摘要) ア 同一の建築物に係るこの項の第3欄のイ及びウの変更認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物	

を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第3欄のイ及びエに規定する金額を合計した金額とする。

ウ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第3欄のウ及びエに規定する金額を合計した金額とする。

エ イ又はウの場合において、同一の建築物に係るこの項の第3欄のイの変更認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。

オ 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に8の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第124号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の3の項中「松前町」の次に「、森町」を、「奈井江町」の次に「、美瑛町、上富良野町」を加え、同表の7の項中「及び大空町」を削り、同表の9の2の項中「奥尻町」の次に「、南幌町」を加え、同表の11の2の項中「白老町」を「せたな町、南幌町及び白老町」に改め、同表の12の項中「美瑛町」の

次に「、上富良野町」を加え、同表の13の2の項中「白老町」を「南幌町及び白老町」に改める。

別表第5中「美瑛町」を「美瑛町 上富良野町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の3の項の改正規定中「奈井江町」の次に「、美瑛町、上富良野町」を加える部分（上富良野町に係る部分に限る。）並びに同表の12の項及び別表第5の改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際この条例による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の3の項、7の項、9の2の項、11の2の項、12の項及び13の2の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においては同表の右欄に掲げる町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後における法令等の適用については、当該町の長のした処分その他の行為又は当該町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第125号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

「第1章 総則（第1条）」

目次中「第1章 総則（第1条）」を 第1章の2 配置及び規模等の基準（第1章の3 移動等円滑化の促進に係る

1条の2・第1条の3） に改める。

特定公園施設の設置基準（第1条の4）」

第1章の次に次の2章を加える。

第1章の2 配置及び規模等の基準

（都市公園の配置及び規模の基準）

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とした都市公園の有する特質により道内における分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、本道の豊かな自然環境及び良好な景観に配慮しながら、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものとして容易に利用することができるように配置し、それぞれの地域特性を生かした都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とすることとする。

（公園施設の設置基準）

第1条の3 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下この条において「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文及び第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び第1項又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文及び第1項又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第1章の3 移動等円滑化の促進に係る特定公園施設の設置基準

第1条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する条例で定める移動等円滑化のために必要な特定公園施設（同法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。次項及び別表第1において同じ。）の設置に関する基準は、同表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、同項の規定による基準によらないことができる。

第2条の3中「別表第1」を「別表第1の2」に改める。

第10条第2項中「別表第1の2」を「別表第1の3」に改める。

別表第1の2を別表第1の3とし、別表第1を別表第1の2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第1条の4関係）

1 園路及び広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに規定する場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、(5)に定める構造の傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

カ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の

理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び区間50メートル以内ごとに2人の車椅子使用者がすれ違うことのできる広さの場所を設けた上で、140センチメートル以上とすることができる。

イ ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、(5)に定める構造の傾斜路又は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造の昇降機を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

キ 排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。

ク 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせたもの((6)及び4の事項(1)イ(キ)において「視覚障害者誘導用ブロック」という。)を床面に敷設すること。

ケ 必要に応じ、手すりを設けることとし、当該手すりの必要な箇所において通路の通ずる場所を示す点字表示を行うこと。

コ 便所等公園内の建築物の出入口の付近は、平たんとすること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、150センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられる場合にあっては、当該手すりの幅のうち10センチメートルを限度として、当該手すりがないものとみなして算定することができる。

イ 蹴あげの寸法は、16センチメートル以下とすること。

ウ 踏面の奥行き寸法は、30センチメートル以上とすること。

エ 蹴込みの寸法は、2センチメートル以下とすること。

オ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

カ 手すりの端部の付近その他必要な箇所において階段の通ずる場所を示す点字表示を行うとともに、当該端部が突出しない構造とすること。

キ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ク 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

ケ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造のものであること。

コ 縁端は、つえが脱落しないよう壁面とし、又は5センチメートル以上立ち上げる

こと。
(4) 階段を設ける場合は、(5)に定める構造の傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、150センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、120センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路である場合にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合に当該交差又は接続する部分についても、同様とする。

カ 高さが16センチメートルを超える傾斜がある場合には、手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 手すりの端部の付近その他必要な箇所において傾斜路の通ずる場所を示す点字表

示を行うとともに、当該端部が突出しない構造とすること。

ク 縁端は、つえ、車椅子のキャスター等が脱落しないよう壁面とし、又は5センチメートル以上立ち上げること。

ケ その踊場及び当該傾斜路に接する通路等との色の輝度比が大きいこと等によりこれらと識別しやすいものとする。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 2の事項から7の事項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

2 屋根付広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

3 休憩所及び管理事務所

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 直接地上に通ずる出入口にあっては、幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

(イ) 直接地上に通ずる出入口以外のものにあっては、幅は、90センチメートル以上

とすること。

(ウ) (エ)に規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(エ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。

(オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a (ア)本文に規定する出入口の戸にあっては、幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書に規定する場合の出入口の戸にあっては、90センチメートル以上とすることができる。

b (イ)に規定する出入口の戸にあっては、幅は、90センチメートル以上とすること。

c 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

d 当該戸にガラスを使用するときは、安全な材質を使用すること。この場合において、全面をガラスとするときは、視覚障害者等の衝突を防止するための措置を講ずること。

イ カウンター又は記載台を設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすくなるための空間を有する構造のものとする。

ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、6の事項(2)から(6)までの基準に適合するものであること。

(2) (1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、(1)中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

4 野外劇場及び野外音楽堂

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口は、2の事項(1)の基準に適合するものであること。

イ 出入口とウに規定する車椅子使用者用観覧スペース及びエの便所との間の経路を

構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、90センチメートル以上とすることができる。

(イ) (ウ)に規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。

(エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(カ) 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

(キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

ウ 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合にあっては当該収容定員に50分の1を乗じて得た数（その数が2未満である場合には、2とする。）以上、収容定員が200を超える場合にあっては当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（(2)において「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、6の事項(2)から(6)までの基準に適合するものであること。

(2) 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは140センチメートル以上であること。

イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がなく、かつ、その床が水平であること。

ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) (1)及び(2)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

5 駐車場

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下のときは当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超えるときは当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（(2)において「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 幅は、350センチメートル以上とすること。

イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

ウ 建築物又はその敷地に設ける(1)の駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合にあっては、当該車椅子使用者用駐車施設から当該建築物における多数の者の利用に供する居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるとともに、屋根を設ける等積雪又は通路の凍結に配慮するほか、必要に応じ当該建築物の出入口までの経路について誘導標示を行うこと。

エ (1)の駐車場（ウに規定する場合を除く。）に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合にあっては、当該駐車場の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設け、かつ、その通路は、1の事項(2)ア、カ及びキ並びに(3)に定める構造とすること。この場合において、通路に高低差があるときは、同事項(5)に定める構造の傾斜路又は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造の昇降機を設けることとし、当該車椅子使用者が利用可能な昇降機の出入口に接する部分は、水平とすること。

6 便所

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 床の表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の

高さが35センチメートル以下のものに限る。) その他これらに類する小便器が設けられていること。

ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

(3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。

(イ) (ウ)に規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。

(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

(オ) 必要に応じ、点字により男子用又は女子用の別及び便所の構造を示した案内板その他の設備を設けること。

(カ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 幅は、90センチメートル以上とすること。

b 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具及び非常用の呼出装置が設けられていること。

(5) (3)ア(ア)及び(カ)並びにイの規定は、(2)アの便房について準用する。

(6) (3)ア(ア)から(ウ)まで及び(カ)並びにイ並びに(4)イからエまでの規定は、(2)イの便所について準用する。この場合において、(4)イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

7 水飲場及び手洗場

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

(2) (1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

8 標識及び揭示板

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとし、かつ、必要に応じ、点字表示を行い、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。

イ 当該標識に表示された内容が容易に識別できるものであること。

ウ 当該標識は、1の事項(1)に定める構造の園路及び広場の出入口の付近のほか、園内の要所に設けること。

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する揭示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

イ 当該揭示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

別表第2備考4の事項中「別表第1」を「別表第1の2」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

北海道流域下水道条例及び北海道公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第126号

北海道流域下水道条例及び北海道公共下水道条例の一部を改正する条例
(北海道流域下水道条例の一部改正)

第1条 北海道流域下水道条例（昭和54年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条を第12条とする。

第5条中「第3条」を「第9条」に改め、同条を第11条とする。

第4条を第10条とし、第3条を第9条とし、第2条の次に次の見出し及び6条を加える。

（構造の技術上の基準）

第3条 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の10第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。

第4条 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第6条において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の知事が定める措置が講ぜられていること。

第5条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のと

おりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠^{きょ}の断面積は、知事が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所^{箇所}にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所^{箇所}にあっては、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

第6条 第4条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置が講ぜられていること。

第7条 前3条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設ける流域下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設ける流域下水道（終末処理場の維持管理）

第8条 法第25条の10第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 前2号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

- (4) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置を講ずること。
- (北海道公共下水道条例の一部改正)

第2条 北海道公共下水道条例（昭和58年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

	「第3章 構造
目次中	「第3章 排水設備の設置等（第4条－第8条） 第4章 排水
	第4章 公共下水道の使用（第9条－第15条）」を 第5章 公共
	第6章 終末

の技術上の基準（第4条－第8条）
 設備の設置等（第9条－第13条）
 下水道の使用（第14条－第20条）
 処理場の維持管理（第21条）
 条－第22条」を「第22条－第28条」に、「第6章」を「第8章」に、「第23条」を「第29条」に、「第7章」を「第9章」に、「第24条－第26条」を「第30条－第32条」に改める。

第1条中「その他の管理」を「、構造の技術上の基準及び管理」に改める。
 第3条の見出しを削る。

第26条を第32条とし、第25条を第31条とする。

第24条第1号中「第6条」を「第11条」に改め、同条第2号中「第7条」を「第12条」に改め、同条第3号中「第8条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第4号中「第12条」を「第17条」に改め、同条第5号中「第14条」を「第19条」に改め、同条を第30条とする。

第7章を第9章とする。

第6章中第23条を第29条とし、同章を第8章とする。

第22条第1項中「第17条第1項」を「第23条第1項」に改め、第5章中同条を第28条とする。

第21条中「第17条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条第2号中「第17

条第3項」を「第23条第3項」に改め、同条を第27条とする。

第20条中「第17条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条を第26条とする。
 第19条を第25条とし、第18条を第24条とする。

第17条第1項中「暗渠」を「暗渠」に改め、同条を第23条とする。

第16条を第22条とする。

第5章を第7章とし、同章の前に次の1章を加える。

第6章 終末処理場の維持管理

第21条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 前2号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (4) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置を講ずること。

第4章中第15条を第20条とし、第9条から第14条までを5条ずつ繰り下げ、同章を第5章とする。

第3章中第8条を第13条とし、第5条から第7条までを5条ずつ繰り下げる。

第4条第2項中「排水管」を「前項の排水設備にあっては、排水管」に、「排水渠」を「排水渠」に改め、同条を第9条とする。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 構造の技術上の基準

（公共下水道の構造の技術上の基準）

第4条 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、この章に定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第5条 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処

理施設（これを補完する施設を含む。第7条において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとして講ぜられていること。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の知事が定める措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の技術上の基準）

第6条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、知事が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所において、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃に必要な箇所において、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

（処理施設の構造の技術上の基準）

第7条 第5条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置が講ぜられていること。

（適用除外）

第8条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設ける公共下水道
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として設ける公共下水道
- 別表中「(第18条関係)」を「(第24条関係)」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（北海道流域下水道条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に存する流域下水道の排水施設又は処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）であって、第1条の規定による改正後の北海道流域下水道条例第4条第5号の規定に適合しないものについては、同号の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行後に改築（災害復旧として行われるもの及び流域下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものについては、この限りでない。
（北海道公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に存する公共下水道の排水施設又は処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）であって、第2条の規定による改正後の北海道公共下水道条例第5条第5号の規定に適合しないものについては、同号の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものについては、この限りでない。

北海道営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第127号

北海道営住宅条例の一部を改正する条例

北海道営住宅条例(平成9年北海道条例第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則(第1条―第3条)」を「第1章 総則(第1条―第3条) 第1章の2 道営住宅等の整備基準」に改める。

第1条中「設置」の次に「、整備」を加える。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 道営住宅等の整備基準

(道営住宅等の整備基準)

第3条の2 法第5条第1項及び第2項に規定する条例で定める道営住宅等の整備基準は、この章に定めるところによる。

(健全な地域社会の形成)

第3条の3 道営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第3条の4 道営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者及び同居者にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第3条の5 道営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第3条の6 道営住宅等の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第3条の7 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置その他の安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第3条の8 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第3条の9 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置として知事が定めるものが講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置として知事が定めるものが講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置として知事が定めるものが講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置として知事が定めるものが講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第3条の10 道営住宅の1戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、25平方メートル以上とする。

2 道営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。

3 道営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置として知事が定めるものが講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第3条の11 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置として知事が定めるものが講じられていなければならない。

(共用部分)

第3条の12 道営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置として知事が定めるものが講じられていなければならない。

(附帯施設)

第3条の13 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第3条の14 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第3条の15 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第3条の16 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第3条の17 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第6条中「〔被災者等〕という。）」の次に「及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条第1項に規定する居住制限者（次条第2項において「居住制限者」という。）」を加える。

第7条第2項中「被災者等」の次に「及び居住制限者」を加える。

第38条第1項第6号を次のように改める。

(6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

第64条中「道営住宅等の用に供されている土地」を「敷地」に改める。

第67条を削り、第68条を第67条とし、第69条を第68条とする。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に存する道営住宅（現に新築の工事中のものを含む。）であって、この条例による改正後の北海道営住宅条例第1章の2の規定に適合しないものについては、同章の規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第128号

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「函館市」を「札幌市、函館市」に改め、「八雲町」の次に「、奥尻町」を、「東川町」の次に「、下川町」を、「鹿追町」の次に「、芽室町」を加え、同表4の項中「及び遠軽町」を「、遠軽町及び別海町」に改め、同表5の項中「八雲町」の次に「、奥尻町」を、「鹿追町」の次に「、芽室町」を加え、同表7の項(1)中「一の市」を「一の市町」に改め、同項中「及び北斗市」を「、北

斗市及び別海町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表1の項、4の項、5の項及び7の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第129号

北海道暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例

北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
